

子育て きずなサロン「ママころ」規約

(名称)

第1条 この会は「ママころ」と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この会の事務所は東京都杉並区内に置く。

(目的)

第3条 この会は主に杉並区に在住する、未就学児とその保護者、妊婦を対象に「ゆっくりとやすらげるいやしの場」を提供することを目的とする。

(会員)

第4条 この会の趣旨に賛同し、ボランティアとして活動する者で構成する。

- ・ 会員は、個人の情報・プライバシーを他に漏らさないこととする。

(役員)

第5条 この会には代表1名、副代表1名、会計1名を置く。定例会は必要に応じて行う。

(会計年度)

第6条 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

本規約は、2010年11月4日から施行する。